

## 投資情報

### 「外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法」の施行

～発展改革部門の審査承認権限が地方政府、下部機関へ大幅に委譲～

2014年5月17日付け公布「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」(国家発展改革委員会12号令、以下“12号令”と省略)が同年6月17日より施行され、これに伴い「外商投資プロジェクト審査承認暫定管理弁法」(国家発展改革委員会22号令、以下“22号令”と表記)<sup>1</sup>が廃止されています。

12号令施行の背景には、近年進められている、認可権限の下部機構への委譲や外商投資審査項目の廃止による、投資関連プロジェクト審査の効率化にあります。12号令も「外商投資管理工作の関連問題に関する通知」(商資函[2011]72号)や、「国务院の第6次行政審査・認可項目の取消及び調整に関する決定」(国発[2012]52号)等の延長上にある規定です。

12号令では、まず外商投資プロジェクト管理を審査承認方式と届出方式の2分類にしました。特に届出方式では発展改革部門の審査承認を不要とするなど、審査承認手続きに大幅な簡素化が図られています。また依然として審査承認を要する場合にも、申請書類数の削減だけでなく要求される記載項目も削減されています。更に12号令では、これまで明確ではなかった審査承認に係る所要期間も明確化されており、手続きの簡素化及び規制緩和が図られています。

一方において、留意事項としては12号令により認可制から届出制に変更されたものに対しても、届出の不受理を前提とした規定が定められており、実質的な審査が実施される点にあります。また今回、これまで外国投資者に対して企業買収時に要求されていた国家安全に関わる外商投資プロジェクトに対する安全審査の実施が新たに規定されています。従いまして、審査承認・届出手続きの簡素化が図られる一方で、一部のプロジェクトでは審査承認、届出プロセスでの審査や管理が厳格化される可能性もありますので、実務運用での注視が必要です。

12号令の詳細は以下の通りです。

#### ■ 審査承認権限の地方政府、下部機関への大幅な委譲

12号令により、審査承認権限が下部機関に大幅に委譲されました。従来は、奨励類や許可類の新規設立及び増資時において、総投資額やプロジェクト分類(奨励類、許可類、制限類)の別に従い、国务院、国家発展改革

<sup>1</sup> 2004年10月9日公布、施行。

部門、省級や地方の発展改革部門の該当部門より認可を受けていました。特に、総投資額が 1 億米ドル相当額以上のプロジェクトは、中央政府機関である国務院或いは国家発展改革委員会からの認可を取得する必要があり、厳格に審査されると共に認可取得にも時間を要していました。しかし 12 号令により、奨励類および許可類プロジェクトは、「外商投資産業指導目録」の中方持分支配要求があるプロジェクトでなければ、総投資額に関わりなく全て地方投資主管部門(すなわち地方発展改革部門)への届出手続きに変更されました。また、従来より国務院の認可取得が必要とされたプロジェクトも、地方投資主管部門或いは国家発展改革部門に所管が変更されています。

更に、従来は増資時の審査承認機関を判断する際に、その総投資額は当初の総投資額と増資金額の合計としていましたが、12 号令では、増資金額のみを用いて総投資額を算出する方法に変更されました。従いまして、増資時の審査承認・届出に係る行政当局についても、従来よりもより下部に位置する行政機関が所管する可能性が高くなりました。

認可権限の地方政府、下部機関への委譲に関する概要は以下の通りです。

**【22号令・12号令における認可権限(審査申請/届出)の比較】**

従来(22号令)の認可権限				委譲後の認可権限(12号令)			
総投資額	奨励類	許可類	制限類	総投資額	奨励類	許可類	制限類
5億米ドル以上	国務院 (審査申請)			3億米ドル以上	地方投資 主管部門*1 (届出)	地方投資 主管部門 (届出)	国家発展 改革部門*3 (審査申請)
5億米ドル未満 ~ 1億米ドル以上	国家 発展改革部門 (審査申請)		3億米ドル未満 ~ 5,000万米ドル 以上				
1億米ドル未満 ~5,000万 米ドル以上	地方 発展改革部門 (審査申請)		5,000万米ドル 未満	省級政府 (審査申請)			
5,000万米ドル 未満							

\* 1: 「外商投資産業指導目録」の中方持分支配要求があるプロジェクトは、国家発展改革委員会が審査承認する

\* 2: 同上 は、地方政府が審査承認する

\* 3: 「外商投資産業指導目録」の不動産プロジェクトは省級政府が審査承認する

**■ プロジェクト変更時の、変更申請を要する条件の緩和**

これまでは“総投資額が元の認可投資額の 20%以上を超過する”プロジェクト変更において、元の認可機関への変更申請が必要とされていました。しかし、12 号令では当該条項が削除されています。

**【22 号令・12 号令における、プロジェクト変更時における変更申請を要する条件】**

従来の認可権限(22 号令)	委譲後の認可権限(12 号令)
<p><b>国家発展改革委員会へ変更申請が必要:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設場所における変化の発生</li> <li>● 出資者又は出資持分における変化の発生</li> <li>● 主要建設内容及び主要製品に変化が発生</li> <li>● <u>総投資額が元の認可投資額の 20%以上を超過する場合</u></li> <li>● 関連法律法規及び産業政策が規定する変更を必要とするその他の状況</li> </ul>	<p><b>元の認可機関へ変更申請が必要:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プロジェクト場所における変化の発生</li> <li>● 出資者又は出資持分における変化の発生</li> <li>● プロジェクト主要建設内容に変化が発生</li> </ul> <p style="color: #00a0e3;">(→削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関連法律法規及び産業政策が規定する変更を必要とするその他の状況</li> </ul>

**■ 審査期間の明確化**

12 号令では、「外商投資産業指導目録」の中方持分支配要求があるプロジェクト、不動産プロジェクト、及び制限類プロジェクトでは審査承認申請が必要ですが、これらの審査期間の明確化が図られています。プロジェクト審査承認機関は、申請受理後 20 営業日以内にプロジェクト申請報告の承認申請を完了させるとしています。もし 20 営業日以内に審査承認決定ができない場合には更に 10 営業日の延長を決定すると共に、その理由を申請企業に通知するとしていますので、審査承認期間は最長 30 営業日以内と規定されました。

但し、もしプロジェクトに評価論証を必要とする重点問題が存在する場合には、資格を有する諮問機関に評価論証を委託するとも定められています。当該期間には上記の 20 営業日(或いは、延長され 30 営業日)は含まれていないため、注意が必要です。

**■ 審査承認における申請書類の簡素化**

12 号令では、審査承認申請が必要とされる場合の申請書類が削減され、特に、プロジェクト内容に関する記載項目が大幅に簡素化されています。一方において、環境保護を重視する近年の傾向を受けて、12 号令では、プロジェクト申請報告の添付資料において、新たに省エネルギー審査意見書の提出が要求されている点には注意が必要です。

**■ 留意事項**

12 号令における重要な留意点として、届出手続きに変更されたプロジェクトに対しても、実質的に審査が実施される点にあります。特に 12 号令では、“届出を受付けない外商投資プロジェクトに対して、地方投資主管部門は 7 営業日以内に書面意見を発行し、その理由を説明しなければならない”としています。従いまして、“届出”手続きにおいて受理されず、実質的に不認可とされるケースも前提とされており、注意が必要です。

また今回、「国家安全にかかわる外商投資については国家関連規定に照らして安全審査を実施しなければならない」との条項が、新たに追加されました。これまで安全審査に関する規定は、「外国投資者の国内企業合併

買収の安全審査制度実施の規定」(商務部公告 2011 年第 53 号)<sup>2</sup>により、外国投資者が特定業種に属する中国企業の合併買収または増資を引き受ける際のみ限定されていました。しかし今後、同規定と同様に、外商投資企業の新規設立及び増資時にも、安全審査が要求される可能性があります。但し、12 号令における安全審査に関する記載は“安全審査を実施しなければならない”との記載のみであり、現時点では、今後どのように運用されるかは不明であり、注視が必要です。

更に、12 号令では地方発展改革部門に対する監督管理を強化すると共に、国家発展改革委員会は監督管理レベルを向上するため、外商投資プロジェクト管理電子情報システムの構築を予定しています。これにより、地方発展改革部門に対する監督管理強化を通じた、外商投資プロジェクト審査承認・届出の管理強化を図ろうとしています。また、12 号令では「第 7 章 法律責任」として独立章が設けられ、各発展改革部門の審査承認及び届出機関、また当該人員等に対する罰則や責任追及にも言及しています。

従いまして、今後、外商投資プロジェクトの審査承認、届出プロセスにおける審査の厳格化が考えられますので注意が必要です。

---

<sup>2</sup> 同規定の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.106 号(2011 年 9 月)」をご参照下さい。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited